

常任福祉文教委員会要点記録

○開会日時 令和8年3月12日(木) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○委 員 6名

| | |
|---------------|---------------|
| 1 番 大 竹 圭 君 | 2 番 篠 原 峰 子 君 |
| 3 番 犬 飼 このり 君 | 4 番 鈴 木 絢 子 君 |
| 5 番 虫 明 弘 雄 君 | 6 番 片 桐 基 至 君 |

○出席議員 8名

| | |
|---------------|---------------|
| 議 長 中 島 弘 道 君 | 副議長 青 木 敬 博 君 |
| 議 員 重 岡 秀 子 君 | 議 員 長 沢 正 君 |
| 〃 大 川 勝 弘 君 | 〃 杉 本 一 彦 君 |
| 〃 佐 藤 周 君 | 〃 宮 崎 雅 薫 君 |

○説明のため出席した者 11名

| | |
|----------------------|-----------|
| 副 市 長 | 近 持 剛 史 君 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 松 下 義 己 君 |
| 健康福祉部社会福祉課長 | 石 川 秀 大 君 |
| 同 高 齢 者 福 祉 課 長 | 稲 葉 豊 彦 君 |
| 同 子 育 て 支 援 課 長 | 石 井 弘 樹 君 |
| 同 健 康 推 進 課 長 | 齋 藤 修 君 |
| 教育委員会事務局教育部長 | 西 川 豪 紀 君 |
| 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長 | 杉 山 宏 生 君 |
| 同 教 育 指 導 課 長 | 森 田 ま り 君 |
| 同 幼 児 教 育 課 長 | 鈴 木 慎 一 君 |
| 同 生 涯 学 習 課 長 | 山 下 匡 弘 君 |

○出席議会事務局職員 3名

| | |
|-----------|--------------|
| 局 長 富 岡 勝 | 局長補佐 里 見 和 彦 |
| 主 査 高 橋 綾 | |

○会議に付した事件

- 1 市議第41号 伊東市幼児施設連絡調整協議会設置条例の一部を改正する条例
- 2 市議第45号 伊東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 3 市議第46号 伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 4 市議第47号 伊東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 5 市議第48号 伊東市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 6 市議第49号 伊東市介護保険条例の一部を改正する条例
- 7 市議第50号 伊東市災害弔慰金の支給等に関する条例及び伊東市議会議員等の報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例
- 8 市議第69号 令和8年度伊東市介護保険事業特別会計予算
- 9 市議第71号 令和8年度伊東市病院事業会計予算
- 10 令和8年度における常任福祉文教委員会所管事務調査の継続調査について

○会議の経過概要

○委員長（鈴木絢子君）開会する。

○委員長（鈴木絢子君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）異議なしと認め、さよう決定した。

この際、申し上げる。審査に当たり、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないように願います。あわせて、審査の進行が円滑に進むよう、具体的に何ページの何の事業についてなどの一言を添えていただくよう協力をお願いします。

○委員長（鈴木絢子君）日程第1、市議第41号 伊東市幼児施設連絡調整協議会設置条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○1番（大竹圭君）議案7ページの第3条で「委員は、市議会議員その他の市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する」と改めているが、従来の委員構成と比べてどのように変わるのか。また、選任の考え方について教えていただきたい。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）現状の条例では、1号から3号の市議会議員、関係行政機関の職員、学識経験者のいずれかからの委員構成になっているが、現在、同時に進めている規則の内容案については、この3号は残しつつ、さらに議場でも答弁したが、保護者の代表、市民、教

育委員等、条例の制定に併せての附則制定になるので、決定というわけではないが、幅広い意見ということで一番念頭に置いたのは、現在、諮問で進めている今回の協議会についても、現状の条例では市民や保護者の委員参画が構成上、難しいところもあった。具体的に申し上げると、保育園の保護者の代表、幼稚園の保護者の代表、また市民等、いろいろな形での参画を規則において制定する予定である。

- **2番**（篠原峰子君） このように条例が変わるのはすごくいいことだと思うが、昨年、私も幼児施設連絡調整協議会で会長をしていて、いろいろなことがあって、結局、白紙となったことに関して苦い経験として残っている。途中から保護者も少し参加する形が取られたが、物事を決めていく過程で六万何千人の代表の13人が協議をする。それが閉ざされた空間で行われていると思われぬように、多くの市民の声が形となっている合意形成をつくるのがすごく大変だと実感としてある。やはり賛成、反対はどうしてもある。協議会を重ねる中で市民の声がしっかりと届いた形で最後に決着をつけていくのだと、そのように持っていかななくてはいけない難しさもあると思うが、そういう中で条例が改正され、保護者の代表も教育委員も入るとするのはすごくいいと思う。先ほどの説明の中で市民も含むとあったが、市民の選定においてはどのような選び方を今想定しているのか、お聞かせいただきたい。
- **幼児教育課長**（鈴木慎一君） まだ規則も案の状況であり、そういったメンバー構成はこれから決定していくが、現在考えているのは、関係行政区、区長等の市民参画も念頭にある。あるいは、何かそこに関わるような市民の代表、公募も考えられるし、いろいろな選任の方法をこれから考えていくが、今、念頭に置いているのは、地域における代表としての市民ということで、区長という形での選任を考えているところである。
- **2番**（篠原峰子君） 分かった。13人という構成は変わらないということであるが、それぞれの団体や組織の代表の方が集まるというくくりでいいかと思う。その場合、13人それぞれがすごく責任があるというか、その人自身の意見が重く責任がのしかかってくると思うので、できるだけバランス感覚を持って参加してほしいと心から思う。そこら辺も、ただ自分の意見を言うためだけに集まることにならないように進めていただきたい。条例をつくるということは、市長の思いがあるのではないかと思うが、今回、この条例を改正することで構成を変える以外に何か大きく変わる部分はほかにあるのか。
- **幼児教育課長**（鈴木慎一君） 条例の改正の中には現れてこないが、先ほど篠原委員から言われたように、現在の協議会の構成は、条例制定当時のメンバーもそうだったが、現場の職員が委員として参加しているところもあり、今回の条例の委員構成では、関係行政機関の職員という形で参加したが、諮問した内容を審議し、幅広い知見から意見をいただくとなると、諮問をする内容自体、幼児教育課として市として上げていく諮問は、まず現場の職員の意見を踏まえ、

一定の方向性を統一していく。協議会に諮問する場合は、現場の職員というよりは、どちらかという保護者や市民、あるいは区の代表等、外部の意見をいただくという形での構成を考えているので、現在の協議会の委員構成から、条例の改正に合わせて、なるべく市として上げていく案は、現場の職員を案を練っていく側に参画していく。そしてそれを審議していくのは、それを基にした外部の方という構成にして、なるべく諮問する方向を市として統一し、それに対して客観的に意見をいただくという構成を考えているところである。

○委員長（鈴木絢子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第41号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木絢子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（鈴木絢子君）日程第2、市議第45号 伊東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○3番（犬飼このり君）参考書27ページ、改正の概要では「インターネットを利用して施設の重要事項を公衆の閲覧に供することを義務付ける。」とある。セキュリティーが結構重要かと思うが、セキュリティー対策が施設ごとに違うことにならないか、一貫してセキュリティーのレベルが保てているのかということと、他の条例も関わってくるが、CD-ROM何とかが電磁記録媒体に変わった。操作をすることで職員のスキルに問題があったり、電子機器はどうしても抵抗があるということで、今まで影響がなかったかどうか。その2つを教えてください。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）まず1つ目の質問は、インターネットの公衆の閲覧に供することでのセキュリティー面は、各施設ごとのホームページでの公開はセキュリティーをきっちりやっていくことが必要であるが、念頭に置いているのは、国があらゆる保育施設、幼稚園もそうであるが、一括した国の統一のシステムの中に共通の情報を載せ、全てそこを見ればどういう保育園かが分かるシステムが構築されつつある。ここd eサーチという国統一のシステムに、

今後、こういった施設の情報を載せていくことが、今回の条例改正においてあり、国の共通のシステムの中で、セキュリティー面について運用上しっかり確認はしていくが、個々でのセキュリティーというよりは、どちらかという国が統一したセキュリティーでのシステム運営が念頭になっている。また、それを活用する上での職員への対応は、ここ d e サーチの利用がまだこれからになるので、ここは幼児教育課が先頭を切りながら、運営について民間も含めてしっかり情報共有して使えるようにしていきたいと考えている。

○3番（犬飼このり君）分かった。国のシステムにどんどん対応していくということであるが、施設によって、例えば入力をしていくときに対応のOSのバージョンがどうのこうのという問題も出てくるのではないかと思う。その辺もおいおいということでのよいのか。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）インターネットでの使用になってくるので、OSの仕様については、情報提供しながら何とか対応していただくしかないと考えている。

○1番（大竹圭君）議案32ページ、第42条第1項で連携施設の確保が求められているが、実際に本市で連携施設が確保できていない事例があるのか。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）今回の連携施設に関わる規定であるが、参考書で言うと、31ページの第42条のところになる。この条例に関わる特定地域型保育事業者が市内に3事業所あり、小規模保育事業所がある。こちらの事業所については、全て第42条の要件を満たしているというところと言うと、連携施設としては存在している。ただ、内容によっては、市が対応するものや、第42条の大きく内容が3つある要件全てを1つの施設での連携というわけではないが、個々での要件を満たして、現在ある小規模保育事業所3園とも第42条の要件は満たしている状況である。

○委員長（鈴木絢子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第45号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木絢子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（鈴木絢子君）日程第3、市議第46号 伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第46号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木絢子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（鈴木絢子君）日程第4、市議第47号 伊東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（虫明弘雄君）参考書43ページの改正前、改正後の比較の第11条の「放課後児童健全育成事業の職員」という部分である。改正後は「放課後児童健全育成事業者の職員」と表現されているが、事業者となると何となく現場にいる事業者が限定されるようなイメージになるが、ここの狙いは何なのか教えていただきたい。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）改正後の「事業者」は、いわゆる事業を行う者で、今回の改正は、本来の法改正とは全く関係のないところであったが、伊東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第11条ではなく、第3条に同じく「事業者」という表現、第16条でも「事業者の職員は」という表現があり、そこの規定に合わせた形で、今回の第11条の改正に合わせて、他の規定と同様の改正をさせていただくということである。また、事業者の職員は、あくまで事業をやっている事業主というか団体、事業者の職員という考え方で条例は統一されている。

○5番（虫明弘雄君）意見であるが、例えば35ページ、市議第46号の条例で、改正の概要の(4)の部分に、「事業者等及びその職員」という表現が使われている。こういった表現のほうが事業に関係する全員が網羅されている表現ではないかという感じもするが、その辺は「事業者」で統一するという感覚でよろしいのか。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）まず前提として、先ほども指摘があったが、40ページの「事業者等」というのは、家庭的保育事業者、小規模保育事業者、企業内保育事業者といったあらゆる

る事業者を含めて「等」という形での定義が条例上されているところと言うと、先ほどの放課後児童健全育成事業では事業者という単体の表現になっている。表現としては同様であると考えているし、今回の学童保育の条例も、基本的には国の政令、内閣府令による基準を条例で定めたものになっている。国の規定の表現に、今回の「事業者」というのも合わせた改正になっており、なるべく国の基準に合わせた表現として統一していきたい。

○1番（大竹 圭君）今回の条例改正は、制度的な変更はないものと理解してよいのか。また、国の基準と本市の運営基準に何か差があるのか。もし差がない場合は、これから本市独自の見直しだったり拡充をする検討の余地があるのか、教えていただきたい。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）1点目は、今回の条例改正は児童福祉法の改正に伴う改正になっている。児童福祉法第33条の10ので、虐待に関する規定について大幅に対応が変わった部分がある。ただ、今回、引用している児童福祉法第33条の10は、あくまで虐待の定義をしている規定になっている。児童福祉法第33条の10に2項、3項と新たに法律が加わり、そこでの対応が加わったところになるが、引用している虐待ということ定義した規定としては、あくまで項が増えたので第1項を改正した。改正による影響は、これについてはないが、ただ、基本的には虐待を発見し、通報した場合の対応は、市への報告義務等は児童福祉法に基づいて制度として大きく変わったところもあるので、現在、法律の施行に伴って学童保育以外も、保育所も幼稚園もそうであるが、虐待に対する対応としては、国のガイドラインにのっとり、大きく変わった部分について対応しているところである。

もう1つ、条例と政令、府令の内容は、基本的には全く同じになっている。国の基準に地域の実情を合わせ、特色を出していくことも考えられるが、今のところ、国の基準を独自にという予定はない。

○委員長（鈴木絢子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第47号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木絢子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

- 委員長**（鈴木絢子君）日程第5、市議第48号 伊東市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題とする。
直ちに質疑に入る。発言を許す。
- 3番**（犬飼このり君）議案の49ページ、第28条の苦情解決のところ、「苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。」とあるが、その後の5番には、「市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。」とある。飛ばして読んでしまっているからかもしれないが、最初にまず報告がないと、市では知り得ないこともあると思うが、何か苦情があったときには、市からの求めがなくても連絡会とか定期報告はしていくのか。
- 幼児教育課長**（鈴木慎一君）基本的にこちらの規定は、現在の例えば保育所も小規模事業所も同様の規定があり、苦情等に対して園の中で対応するのはもちろん、民営の中で例えばその改善について市もきちんとした介入をして行わなければいけないという第4号の規定を入れることによって対応する義務を設けている。ただ、前提として、こうしなくても対応するというのは、現在の保育園も小規模事業所もそうであるが、苦情の窓口とか苦情があったときの対応を保護者にオープンにしていく対応が基本的には求められるので、それはこども誰でも通園制度でも同様であると考えている。第4号、5号は規定としてあるが、園の自らの対応と、対応しない場合は市の担保として対応していく規定になっているという解釈である。
- 3番**（犬飼このり君）分かった。当初スタート時点が玖須美保育園だけで、今後、新規参入等があった場合に、ガイドライン的なものをちゃんと連携ができるようにつくっておいていただけたらいいと思う。
- 1番**（大竹 圭君）議案の43ページ、第5条に「利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。」という規定があるが、定員を超えてしまった場合に、どのように公平さを担保してサービスを提供するのか教えていただきたい。
- 幼児教育課長**（鈴木慎一君）ここの規定と実際の定員オーバーは若干違うところがあるが、利用方法をまず申し上げると、面談等を最初に行うのが前提になるが、利用できるようになって認定された場合、保護者が自らカレンダーを見てインターネットで予約する状況になっている。定員をオーバーしたときには、予約ができないことになるので、ここで言うと家庭の状況等でもそもそも利用ができないということは禁止する規定になっているが、基本的にはあらゆるお子さんが利用できる状態で、定員の中で先着順にはなってしまうのではないかと思う。
- 2番**（篠原峰子君）先ほどのネット申込みで先着順になるということは、そこで締め切ってしまうと、申込みが増加傾向にあることが見えにくくなる気がするが、そこら辺はどのように把握していくのか教えていただきたい。

- 幼児教育課長**（鈴木慎一君）確かに定員を定めて先着順であると、本当は申し込みたいのに申し込めなかったところがなかなか把握しにくいと思うが、予約の埋まり具合はきちんと確認していく。公立1園だけでは希望するあらゆるニーズへの対応が難しい部分があるとは正直考えており、令和8年度のニーズを我々としてもしっかり把握して、ニーズがあるということを民間にも伝えながら、ほかの園での実施の拡大を図っていきたいと考えている。そういう意味では、我々としても例えばアンケートや実際に利用している方にもっと利用したいかどうかは確認して行って、そのフィードバックを民間にもしていきたいと考えている。
- 1番**（大竹圭君）第30条で事故発生時の連絡方法等は定められているが、万が一事故が発生した場合の責任の所在は施設側なのか市なのかを教えてください。あと、まずは玖須美保育園から始まっているが、現場としては既存保育園への影響をすごく懸念しているところである。本市としては、既存保育園への影響はどの程度見込んでいるのか、そもそも影響は生じていないのか等、教えてください。
- 幼児教育課長**（鈴木慎一君）責任は事故の発生原因等にもよるが、基本的にしっかり事故の対応ができるように、こども誰でも通園制度の運用としての賠償保険にはスタート当初からきちんと加入し、園というよりは、どのみち玖須美保育園であれば市になるので、そういった対応をしていく予算もきちんと確保している状況である。また、園での対応については、必要な専従の職員を配置しており、既存の一時預かり事業も同じ部屋を使いながら行っていくところもあるので、一時預かり事業の予約状況とこども誰でも通園制度の予約状況を見ながら、最低限の人数というよりはその中でうまく回せるような状況にして、保育園への影響とは別に、こども誰でも通園制度、一時預かり事業として独立した職員体制はしっかりと確保できていると考えている。
- 6番**（片桐基至君）第4条の面談の部分であるが、面談の場所はどちらになるのか。
- 幼児教育課長**（鈴木慎一君）実際に玖須美保育園でこども誰でも通園制度を実施していく教室になる。あらかじめ保護者が申込みをすると、市で必要事項を確認して認定し、その後、面談の日を保護者が園と調整して、事業の空き状況等を見ながらだとは思いますが、こども誰でも通園制度を実施する教室で面談をする。どのような様子なのか、保護者にも知ってもらう意味もあるし、まだお子さんは小さいが、ここに来るんだよと教室を見てももらう意味もあり、そこでの面談を考えている。
- 6番**（片桐基至君）面談というのは時間的にどのぐらいを想定しているのか。
- 幼児教育課長**（鈴木慎一君）まだこれからの話になるが、面談でやらなければいけないことは決まっていて、利用する時間帯、どのような保育をしていくか、また、保護者からの聞き取り等もあるが、現在行っている一時預かり事業でも、利用開始前には面談をしており、個人差は

あるが、30分以上はかかってしまうと考えている。

○委員長（鈴木絢子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第48号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木絢子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（鈴木絢子君）日程第6、市議第49号 伊東市介護保険条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第49号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木絢子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（鈴木絢子君）日程第7、市議第50号 伊東市災害弔慰金の支給等に関する条例及び伊東市議会議員等の報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○1番（大竹 圭君）議案59ページ、第17条3項では、伊東市災害弔慰金等支給審査委員会の委員は、医師、弁護士、その他市長が必要と認める者とされているが、具体的にどのような分野の専門家を想定しているのか、教えていただきたい。

○社会福祉課長（石川秀大君）委員の構成については、医師2人、弁護士2人、その他市長が必要と認める者として想定しているのが社会福祉協議会ということで、現在推薦をいただいております、すぐにでも会議を開くことができる状況である。

○1番（大竹 圭君）報酬の決め方は、近隣市町を参考にしているのか、何か本市独自の算定基準があるのか教えていただきたい。

○社会福祉課長（石川秀大君）委員報酬の金額の根拠については、災害関連死について重い内容を判断し、その結果が弔慰金の対象になるか否かだけではなく、遺族の精神的負担にもつながることから、伊東市介護認定審査会や伊東市障害支援区分判定等審査会と同等の重みを持つと考え、それと同額とさせていただいた。

○委員長（鈴木絢子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第50号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木絢子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（鈴木絢子君）日程第8、市議第69号 令和8年度伊東市介護保険事業特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第69号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木絢子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（鈴木絢子君）日程第9、市議第71号 令和8年度伊東市病院事業会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第71号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木絢子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（鈴木絢子君）日程第10、令和8年度における常任福祉文教委員会所管事務調査の継続調査についてを議題とする。

資料配付のため、暫時休憩する。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○委員長（鈴木絢子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

お諮りする。本委員会においては、1、福祉行政及び介護保険に関すること、2、学校教育行政及び社会教育行政に関すること、3、保健行政に関すること、4、病院事業に関すること、以上4件の所管事務について、令和8年度中継続調査を行うこととし、議長に申出をしたと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）異議なしと認める。よって、さよう決定した。

○委員長（鈴木絢子君）以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については正副委員長に一任願う。

○委員長（鈴木絢子君）これにて常任福祉文教委員会を閉会する。

○閉会日時 令和8年3月12日（木）午前10時39分（会議時間39分）

以上の記録を認める。

令和8年3月12日

委員長 鈴木 絢子